

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 財務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <b>不動産取得税</b> <b>固定資産税</b> 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構の廃止に伴う非課税措置の廃止について	
見直し内容 (概要)	<p><b>【概要】</b> 独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において機構を廃止する方針とされたことを受け、共同出資者である大阪府と財産関係の整理に関して協議した結果、24年7月に合意に至ったことから、25年4月に廃止法案を国会に提出し、5月17日に成立したところ。</p> <p>現在、26年4月1日の廃止に向けて、大阪府を含めた関係先と実務的な作業を進めているが、機構廃止に伴い、これまで非課税とされてきた不動産取得税、固定資産税の非課税措置が不要となることから、廃止を行う。</p>	
〔関係条文〕	<p>①地方税法第73条の4第1項第29号 ②地方税法第348条第2項第18号 ③地方税法施行令第37条の9の2 ④地方税法施行令第51条の3</p>	
増収見込額	<p>[平年度] ( ) [改正増減収額] 機構廃止後の固定資産については、国と大阪府で承継することとなることから、増収の見込みなし。 (単位：百万円)</p>	
廃止又は縮減の理由	<p><b>【廃止理由】</b> 現在、26年4月1日の廃止に向けて、大阪府を含めた関係先と実務的な作業を進めているが、機構廃止に伴い、これまで非課税とされてきた不動産取得税、固定資産税の非課税措置が不要となったことから、廃止を行う。</p> <p>ただし、機構の廃止については、廃止法の公布の日から2年以内の政令で定める日とされており、大阪府の万博公園引受体制の状況等によっては26年度も機構が存続する可能性もあることから、機構が26年度も存続する場合には、非課税措置については、27年度に廃止を行う。</p>	